

第 編 間 接 国 税 編

- 7 消 費 税
- 8 酒 税
- 9 たばこ税及び
たばこ特別税
- 10 印 紙 税
- 11 揮 発 油 税 及 び
地 方 道 路 税
- 12 石 油 ガ ス 税
- 13 航 空 機 燃 料 税
- 14 電 源 開 発 促 進 税
- 15 石 油 石 炭 税

7 消 費 税

統計表を見る方のために

- 1 この章は、平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間に終了した課税期間に係る消費税の課税事績について、それぞれ示したものである。
- 2 統計表の収録一覧

統 計 表	分 類 方 法	調 査 項 目					調 査 方 法
		納税申告		還付申告		課 (選 税 事 業 者 届 出 件 数	
		件 数	税 額	件 数	税 額		
(1) 申告及び処理、届出の状況	申告、届出区分別						全 数 調 査
(2) 税務署別課税状況	申告区分別						"
(3) 税務署別課税事業者等届出件数	届出区分別						"
(4) 納税件数、納税額等の推移図	申告区分別						"
(5) 納税件数、納税額の構成比較図	"						"

3 用語の説明

(1) 一般申告

納付税額を課税売上高に係る消費税額から課税仕入れ等に係る消費税額の控除等を行い申告したものをいう。

(2) 簡易申告

基準期間の課税売上高が2億円以下の事業者が、簡易課税制度(課税売上高だけから納付税額を計算できる方法)を選択し申告したものをいう。

$$\text{納付税額} = \frac{\text{課税標準額に}\quad\text{課税標準額に}}{\text{対する消費税額}\quad\text{対する消費税額}} \times \text{みなし仕入率}$$

}

- ・第一種事業90% (卸売業)
- ・第二種事業80% (小売業)
- ・第三種事業70% (製造業等)
- ・第四種事業60% (第一～三、五種事業以外)
- ・第五種事業50% (不動産業等)

(3) 還付申告

課税仕入れに係る消費税額等の控除不足額の還付を受けるための申告をいう。

(4) 課税事業者届出

課税期間の基準期間の課税売上高が3,000万円を超えることとなった場合の届出をいう。

(5) 課税事業者選択届出

基準期間の課税売上高が3,000万円以下の事業者(免税事業者)が、課税事業者となることを選択する場合の届出をいう。

(6) 新設法人に該当する旨の届出

その事業年度の基準期間のない法人のうち、その事業年度開始の日における資本又は出資の金額が1,000万円以上である法人が提出する届出をいう。